

別紙

業務委託の発注見通し公表について（概要）

○現状

- ・ 建設工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第7条」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条」に基づき、発注見通しを公表している。
- ・ 平成27年度は年4回公表（5、7、10、1月）。
補正予算成立の場合、追加公表を行う。
- ・ 予定価格250万円を超えるもので、内容は「工事名」「工事場所」「工期」「工事の種類」「工事概要」「入札契約方法」「入札予定時期」「入札事務所」「追加・更新・廃止」を公表している。
- ・ 業務委託は公表していない。

○業務委託を公表する理由

- ・ 平成27年1月30日に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」（品確法運用指針）の中で、「各発注者の調査及び設計業務の発注見通しについて地方ブロックなど地区単位で統合して公表する取組の必要性を検討するよう努める」とされたことから、公表について実施する。

○公表する内容

- ・ 予定価格100万円（当分の間、250万円）を超える建設関連業務のうち、以下を対象とする。
 - 「測量業務」
 - 「建築関係建設コンサルタント業務」
 - 「土木関係建設コンサルタント業務」
 - 「地質調査業務」
- ・ 内容は、「委託業務名」「委託業務場所」「履行期間」「業務の種類」「業務概要」「入札契約方法」「入札予定時期」「入札事務所」「追加・更新・廃止」とする。

○公表の時期

- ・ 平成28年度から建設工事と同様に公表する。